

湖南省景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 景観計画の策定等（第6条・第7条）
- 第3章 行為の規制（第8条―第12条）
- 第4章 景観重要建造物等
 - 第1節 景観重要建造物（第13条―第16条）
 - 第2節 景観重要樹木（第17条―第20条）
- 第5章 湖南省景観審議会（第21条―第23条）
- 第6章 雑則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観形成に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関する事項その他必要な事項を定めることにより、美しいふるさと湖南の風景を守り育てることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 良好な景観を保全し、若しくは創造し、又は良好な景観に修復することをいう。
- (2) 大規模建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）で高さ13メートル以上若しくは4階建て以上のもの又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）で高さ13メートル以上のもののうち規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観形成を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の策定および実施に当たっては、市民および事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、道路、河川、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観形成を図るための調査、研究を行うとともに、先導的役割を果たすよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、景観形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(啓発)

第5条 市は、市民および事業者が景観形成についての理解を深めるよう、啓発に努めなければならない。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画)

第6条 市長は、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。）を定めようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴かななければならない。これを変更しようとするときも同様とするものとする。

(重点地区の指定)

第7条 景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）内において良好な景観形成を図るため、特に必要があると認める地区を重点地区（以下「重点地区」という。）として指定し、景観計画に定めることができる。

第3章 行為の規制

(行為の届出)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、第7条第1項に規定する地区における次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓

4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(勧告の手續、公表等)

第9条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告させることができる。

3 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に

従わなかった場合は、その旨、勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出等を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (2) 規則で定める工作物以外の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 法令又は他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為で規則で定めるもの
- (4) 法令又は他の条例の規定に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為
- (5) 国の機関、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるもの以外の行為
- (6) 重点地区以外の景観計画地区における大規模建築物等の新築若しくは新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）以外の行為

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令の手續等)

第12条 市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置を命じ、又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴かななければならない。ただし、規則で定める場合において、既に湖南省景観審議会の意見を聴いているときは、この限りでない。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定の手續等)

第13条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴かななければならない。法第27条第2項の規定によりその指定を解除しようとするときも同様とする。

(原状回復命令等の手續)

第14条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴かななければならない。

(管理の方法の基準)

第 15 条 法第 25 条第 2 項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、特別の理由がある場合を除き、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) その他規則で定めるもの
(管理に関する命令又は勧告の手続)

第 16 条 市長は、法第 26 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴かなければならない。

第 2 節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定の手続等)

第 17 条 市長は、法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴かなければならない。法第 35 条第 2 項の規定によりその指定を解除しようとするときも同様とする。

(原状回復命令等の手続)

第 18 条 市長は、法第 32 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第 19 条 法第 33 条第 2 項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観の保全のため、剪定その他必要な措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他必要な措置を講ずること。
- (3) その他規則で定めるもの
(管理に関する命令又は勧告の手続)

第 20 条 市長は、法第 34 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、湖南省景観審議会の意見を聴かなければならない。

第 5 章 湖南省景観審議会

(設置)

第 21 条 市長の附属機関として湖南省景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 審議会の委員は、景観形成に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第23条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、公布の日から施行する。